

家庭科の男女共修をすすめる会

ニュース  
13

発行日 51. 12. 25

連絡先

東京都渋谷区代々木2-21-11

婦選会館内

一部 50円

TEL 03 (370) 0238

運動を続けよう

市川房枝

運動を続けよう	(1)	女だけの家庭科に反対する抗議集会	(11)
答申の日を迎えて	(2)	関西グループから	(12)
教課審へ意見書、要望書を提出	(3)	婦人団体代表も共修を要望	(12)
各政党にきく	(6)	日教組中央教育課程検討委員会の「まとも」批判	(13)
参議院の委員会	(7)	全国高等学校長協会家庭部会の見解を批判する	(13)
企画推進本部へ要望書を提出	(8)	これまでの運動の反省	(14)
女子だけの家庭科は64%の人たちが反対	(9)	財政について	(14)
企画推進会議では前進	(9)	日誌・メモ	(15)
家庭科教育学会例会にて	(10)	新しい会のあり方について	(16)
高校・大学前でのピラマキ	(10)		
文部省前での抗議行動	(10)		

高校女子のみ必修の家庭科が改善されそうなきざしがあつたのに、何の根拠・理由の説明もないまま、「現行どおり」となつてしまつた。「変革」は一朝一夕に成るものではない。多くの人々のたゆまない運動のすえに獲得されるものである。

戦後三〇年間動かなかつた日本の政治も変わりつゝある。「良妻賢母」主義を思わせるような高校校長会の決議は動いている歴史に対するさゝやかな抵抗である。しかし手をこまねいていては歴史は動かない。一人でも多くの男女が行動したりえにかちとられるものである。婦人の解放、ひいては人間の解放の基本となる家庭科の男女共修に向つて、さらに運動の輪をひろげ運動を強めよう。

## 答申の日を迎えて

十二月十八日、教育課程審議会の最終答申が発表され、とうとう「女子だけの家庭科」が当分続くことが確定してしまいました。多くの人々の強い抗議にもかかわらず、「審議のまとめ」から少しも変らなかつたのです。この答申を、あなたはどう思われたでしょうか？

四十八年十二月八日、超満員の婦選会館の一室で、家庭科教育検討会が開かれました。新教育課程に男女共修の家庭科を位置づけるべく市民運動を起こそう、との声が盛り上がりました。「家庭科の男女共修をすすめる会」の発足は翌年一月二十六日ですが、私は、四十八年十二月八日こそ、この運動が一步を踏み出した日だと考えます。

この運動は、女子のみの家庭科に忿満を抱き続けてきた人たち、女の自立を願う人たち、人間らしいくらしを市民の手にとりもどそうとする人たち、ほんとうの家庭科を求めて模索する現場教師に、共感の輪を広げ、「男女共修をすすめる会関西グループ」をはじめ、各地に「男女共修を考える会」を生みしました。

八十年の生涯を婦人運動に捧げてこられた、

市川房枝氏すら「短期間にこれほど広がりを持つた運動は珍らしい」と述懐されたほどで、ニュースの読者であるあなたのご支援に、心から感謝いたします。

十月六日「審議のまとめ」が出された後も、発起人は「答申前夜、鉛筆書きで訂正させるころまで望みを捨てまい」と、このあとの文章にあるように、考えられる限りのアタックを続けました。

けれども、とうとう前進はみられなかつたのです。私たちは、この結果をみて、次の声明文を発表しました。

## 声明文

今回の教育課程審議会の答申において、中学の「技術・家庭」の男女別学習、高校の「家庭一般」の女子のみ必修が再び決定され、たことは極めて遺憾です。

この決定は、世論を無視し、憲法、教育基本法、国際婦人年の精神に反するものです。行政当局は、せめて弊害を最少限にするよう、今後最大限の努力を続けるべきです。すなわち、行政当局は、次のことを実行す

べきです。

- (1) 行政当局としては、共修に反対するものではない旨を表明すること。
- (2) 指導要領の作成にあたり、共修をすすめるよう十分に配慮すること。
- (3) 現場の意見を尊重し、自主編成を大いに認め、共修への努力に対しては積極的な援助を行うこと。
- (4) 各教育委員会、特に家庭科指導主事が共修への努力を援助するよう、また、各学校長が積極的に共修を推進するよう奨励すること。

一九七六年二月一日

家庭科の男女共修をすすめる会

長い間、ほんとうにありがとうございました。この運動を通して結ばれた連帯の輪こそかけがえのない力です。会はこれから長期戦に備えて組織を変えます。最終ページをごらんの上、世話人として、あるいは会員としてご参加いただき、今後一層のご支援・ご協力を下さいますよう、心からお願ひ申し上げます。(半田)

## 教課審へ意見書、 要望書を提出

「審議のまとめ」が発表されてから、発起人はこれに対する意見書をまとめ、10月26日文部省に持参しました。

## 意見書

わたくしども「家庭科の男女共修をすすめる会」では、教育課程審議会の今次発足以来、現行家庭科の中学校・高等学校における男女の別学・女子のみ必修について、改善を検討いただくよう委員各位に申し入れてまいりました。今般「審議のまとめ」の発表に接し、なお以下の疑問をもち、重ねて委員各位にこれらの点のご検討をお願いし、最終答申にはそれらが明快な改善点となって示されますようお願いいたします。

### 1. 全体を通じて

「審議のまとめ」では、今回の改善のねらいとして、(1)人間性豊かな児童・生徒を育てる (2)ゆとりある充実した学校生活 (3)国民として必要とされる基礎的・基本的な内容と児童・生徒の個性や能力に応じた教育の三点を掲げ、学校教育の現状が知識の伝達に片

寄り、児童生徒の調和的発達がおろそかになつてゐることを認識してゐます。

(一) それならば、現行の、中学校技術・家庭科の男女二系列、高等学校家庭一般の女子のみ必修が、男子生徒の女性蔑視、女子生徒の自主性喪失を生み、学習の主体者である生徒の疑問、反発を招いて「人間性豊かな児童・生徒を育てる」ことを疎外していることもあわせて認識されるべき事実です。

(二) しかも、国際婦人年の「世界行動計画」「国内行動計画概案」等では、性別役割分担の再検討と教育を通して社会通念を改めるための努力を行政的課題とする段階に至つています。このような世界的潮流、国内世論の盛り上りの中で、あえて現行制度を実質的に温存する合理的理由は何なのか、審議過程をふくめ具体的理由を明示することを世論は求めてゐます。

(三) 「国民として必要とされる基礎的・基本的な内容」の重要な柱である生活に関する学習について、「生産や生活にかかわる…：実際的・体験的諸活動」をすべての生徒が行う必要をのべながら、具体的教科とせず特別活動に一任した理由は何か、なぜそこで家庭科とのかかわりを明示しなかつたかの理由が問わ

れてゐます。

四 このように改善のねらいで打ち出した事項が、具体的な教育課程に生かされず、「将来の課題として研究」されるにとどまつているのはなぜか、審議の過程を明らかにし、「生活に関する学習について」「男女平等をすすめるための教育について」など具体的項目として課題と展望を示すことがのぞまれます。

### 2. 制度について

(一) 小学校で「体験的な活動を通して物をつくることや働くことの喜び」を得させることを、改善の重点事項としながらも、生活に関する学習の編成が強化されていません。とくに、低学年において、総合的な活動を通して知識・技能の習得や態度・習慣の育成を図ることを一層重視する必要をのべながら、教科の編成は現行どおりとなっております。家庭科を低学年から教えることによつて、このねらいを生かすことは可能ではありません。

(二) 中学校では、履習の領域の示し方にも、履習形態についても、それぞれ名目上の改訂と実質上のそれには乖離があり、それらについて何の説明も加えられていません。まず、一・二学年の時間数の削減には何ら合理的理

由が示されていませんが、それに加えて履習

領域を性別で指定（ただし「男子向き」「女

子向き」の表現をはずしてはいるが）してい

るため、「男女の履習領域の密接化」は現実

には殆んど不可能になっていきます。つまり指

定の四領域を男・女別々に消化すれば、残る

のはせいぜい三学年の週三時間のうちの一時

間程度です。もしこれを、家庭科の領域で共

修にすれば女子は殆んど技術科の領域にふれ

ることがなくなり、またこれを技術科の領域

で必修にすれば男子は今までどおり家庭科の

領域にふれることができません。この矛盾は、

「地域・学校の実態、生徒の必要に応じて弾

力的に」解決できるような性質のものではな

く、責任ある措置が求められます。この疑問

に答えられないならば、中学校の制度改訂は

制度上の矛盾を現場への責任転嫁で解決しよ

うとするものとの批判をまぬがれないでし

う。

〔白〕高等学校における家庭一般の「現行どお

り」という措置は、最も大きな疑問と批判に

つつまれていきます。つまり、審議過程も存在

理由もいっさい明らかにされない今次の措置

は、家庭一般の女子のみ必修に寄せられた世

論の批判に対して、納得させうる合理的理由

を示しえなかったものと考えられます。

### 3. 内容について

〔一〕小学校家庭科の改善方針に「家族の一員

としての自覚や、家庭生活に協力しようとする

態度を養う」を掲げながら、なぜ「家庭

の領域を削ったのか、教材の選定など学習の

困難さは認識できるが、衣食住の実践的・体

験的学習のみでは家庭生活への理解や協力は

育成されません。

〔二〕中学校では、技術科と家庭科という異質

の教科を、単に「実践的・体験的学習」とい

う共通項のみで同一教科として扱う矛盾が相

変わらず解決されていません。技術科と家庭科

は分離させ、教科の目的を明確にし、両教科

とも男女共学が必要であることを明らかにす

る必要があります。また、生徒の発達段階か

らして、当然家族の領域を学習させる必要が

ありますが、家族領域をぬきにした保育領域

設定の唐突さを説明することを求めます。

〔三〕高等学校「家庭一般」は、「家庭生活運

営の立場から」学習させることになっている

のに、これを女子必修にすることは、「女子

だけが家庭生活を運営する」という考え方に

連なり、性別役割分担を教育の場で再検討す

る機会をなくさせます。家庭生活が男女双方

によって築かれる以上、家庭一般は普通教科

として男女とも学ぶべきであり、もし職業教

科として位置づけるなら女子に選択の余地を

与えない制度は疑問となります。なお、高等

学校段階こそ「家族と家庭経営」に関する領

域が中心となるべきで、衣・食・住・保育な

どに関する知識・技術だけでは「家庭生活を

総合的に理解すること」は到底不可能なはず

です。

### 4. 教科の性格について

〔一〕家庭科は相変らず「家庭」「技術・家庭

」「家庭一般」と小・中・高の学校段階別に名

称も取り扱いも異なり、「実践的・体験的な

学習を行う教科」というものの、教科の目的

や性格は明らかでない。小・中・高における

一貫性という改善方針は、家庭科ではどのよ

うに検討されたのか明らかにするよう求めま

す。

〔二〕小・中・高における家庭科の履習形態の

不統一はなぜ改善されないのか、男子の家庭

科教育は小学校しか保障されていないという

一貫性のなさの理由、また女子に技術科教育

を保障しない理由、これらの納得できる理由

あるいは審議の過程を明らかにして下さい。

〔三〕今や家庭生活をめぐる状況は、家庭内部

1 (中学校) (1) の本文を、次のように

改めること

〔二〕に示した領域のうちから、男女相互の理  
解と協力を図るといふ観点並びに地域や学  
校の実態及び生徒の必要に応じて弾力的に  
扱うという観点から選択して履修させる。

以上

昭和五十一年一月九日

~~~~~

これまで、パンフレットは独立会計に  
して発行して来ましたが、おかげさまで  
パンフレットの会計は黒字になっていま  
すので、それを資金として今後もパンフ  
レットの発行を続ける予定です。

◇ ◇

「審議のまとめ」が発表されてから、  
会として文書を提出しただけでなく、発  
起人は、文部省担当官、教課審委員の方  
々に次々と電話をしてみました。決定  
に至るまでの経過や審議会のあり方には  
大いに疑問が残ります。今後、委員の選  
び方、審議経過の発表の仕方についても  
要求を出す必要がありそうです。

で処理可能な問題のみでなく、公害・環境汚  
染・資源不足・食糧危機・人口問題と広範化  
・多様化しています。このような中で家庭生  
活を総合的に理解させるには、「家庭生活に  
必要な衣食住・保育などに関する知識・技術」  
を女子のみに学習させるだけでは不十分であ  
り、「実践的、体験的学習」に加えて基本的  
な生活認識を男女ともに十分把握させる必要  
がますます高まっていることを認識し、将来  
への展望をもって家庭科の男女共修の方向を  
示すより、重ねて要望いたします。

以上

昭和五十一年十月二十六日

家庭科の男女共修をすすめる会

代表 市川房枝

樋口恵子

その他発起人一同

教育課程審議会委員各位

改善されたい箇所

(その一) (高等学校における教科・科目の

編成等) の本文中のウに示した必修教科・

科目のなかに

家庭科「家庭一般」をつけ加え

なお 女子における「家庭一般」及び普通

科における「体育」の部分削除すること

(その二) 8. 家庭、技術・家庭、家庭一般

## 各政党にきく

### 各党の婦人政策を聞く会

総選挙をひかえ10月10日「各党の婦人政策をきく会」が日本婦人有権者同盟主催で参議院会館で開かれ、婦人団体会員など約八〇人が出席した。社会、共産、公明、民社、新自由の各党からそれぞれ出席があったが自民党は欠席。

年金、労働差別、福祉など五党ともきわだつた差はみられなかったが、家庭科の男女共修については、新自由が異論をさしはさみただけの家庭科は疑問とする社・共・公・民とちがいをみせた。

参加者も国際婦人年の世界行動計画の柱である男女の役割の固定化をつき崩す今後の婦人運動の基本的な問題だとして婦人問題に関心を持つ運動家が多かったため質問が集中した。家庭科の問題に対する各党の考え方はつぎのようなものであった。

新自由クラブ（西岡武夫幹事長・衆院議員）

「男女は能力に差があるのではないが、男と女は生物学的に異なる能力を持っている。私

も小学校で家庭科を体験してみたが、男の子が家庭の仕事についての理解を持つのはよいが、男女が学校教育で同じように扱われなければならぬとは思っていない。女性が育児に自分の全情熱をかけるときがあってもよいのではないか。家庭科の男女共修は疑問。

民社党（婦人対策委員長中沢いと子参院議員）  
「民社党の政策審議会にかけたが、あなたにまかせるといふばかり。教育の仕事で共働きしている息子夫婦に結婚後七年ぶりに子供が生まれ、最初は息子も面倒をみていたが歩き出すと勉強の妨げになるといって部屋にとじこもり子供の面倒をみない。母親（嫁）の負担のみが増大している。もう少し時間をかけて考えさせてもらいたい。」

公明党（中央執行委員渡部通子さん）  
「あ

らゆる差別の考え方の根底には役割分担の固定観念があるので、家庭科の男女共修は当然と思う。物の考え方の根底をかえなければならぬが、四〇代から上の男性は首をひねるが若い人には反対がなかった。党として男女とも必修にするかどうかは議論が進んでいない。」

## 参議院の委員会

女子のみの家庭科がおかしいということは参議院の文教委員会、社会労働委員会でも問題になりました。

### 参議院文教委員会にて

10月6日発表の教課審の「審議のまとめ」

の検討を議題に、10月28日、参議院文教委員会の検討が開かれた。参考人として、午前、高村東平教課審会長、午後、梅根悟和光大学長が出席。「……必修をすすめる会」他十数名が傍聴した。

山東昭子、志村愛子、望月優子、中沢伊登子の各氏、他各文教委員が出席。

宮之原貞光（社会）の「家庭科の女子のみ必修は、国際的動き―固定的役割・分担を考へ直す―にそぐわない」「家庭科の男女共修をどうお考えか」という質問に対し、高村氏「抗議等々、家庭科のことを考える」と「やりきれない」思「歳のせいかな、男と女は違うという観念から離れられない」「家庭科に関しては何となく耳をふさいでいた。だが中沢氏の「男のあり方、女のあり方を家庭科で教えればよい、その点から男女

家庭科問題に出てきている。男女の役割分担の固定化をなくすためにも男女の共修は当然。ただ必ずしも必修とは考えていない。家庭科の先生の生活問題は社会教育で働いていた方法などもあるのではないか。

共産党（婦人部長山中郁子参院議員）  
「教育の場だけでなく、国民全体の認識にも結びつく大事な問題だ。女の子自身それから受ける影響が大きい。男女は平等の立場で家庭を運営するものである。現在党の案として出ているわけではないが、家庭科の男女共修必修で考えていきたいし、今後国会の場で取り組んでいきたい。また授業内容そのものの検討も大切であると思っている。以上（塚本）

### 各党の教育政策をきく会

11月23日、全国PTA問題研究会の主催で「各党の教育政策をきく会」が開かれました。家庭科の共修について質問したところ、各党の答は次の通り。（回答順）  
共産党（加藤進氏）「教育の中でなくし、積極的に男女差をつくる傾向、婦人にだけ家庭科をおしつける傾向に反対。婦人には新しい生命を生み育てる使命があることを、男子にも理解させる教育が必要。」

。社会党（渡辺秀美氏）「必須が望ましいが

必須にせよ選択にせよ必修が必要。料理

裁縫に限らず内容を拡充すべきだ。」

。自民党（千村信次氏）「家庭科の実体はよくわからないが、一家の主人のタマゴは家事についての能力も持った方がよい。

文部省初中局にもきょうのこのことを伝えたい。」

。公明党（渡辺興治氏）「家庭の中、学校の中で男女分けているところがみられるのは問題。核家族では主婦が病気をしたとき困るので当然必修にされなければならぬ。」

。新自由クラブ（有田一寿氏）「男もある程度やるべきだ。完全に同一にはできないが、近づけることには賛成。出産まではとてもねえ。」

。民社党（藤村明氏）「教育の上では平等は当然。料理裁縫というだけでなく、広い視野にたった『生活科学科』を、中学までは大いに教える必要がある。」

（梶谷）

と女は違うという観念から離れられない」「家庭科に関しては何となく耳をふさいでいた。だが中沢氏の「男のあり方、女のあり方を家庭科で教えればよい、その点から男女

共修は当然」に対し「男女のあり方を教える教科としては賛成」と語ってはいたが……。

（B・Y）

宮之原（社）小巻（共）中沢（公明）諸氏からの質問に答える形でべられた教課審の「まとめ」に対する梅根氏の意見は、おおよそ次のようなものでした。

・日教組案では家庭科の共修を打ち出しているが「まとめ」には積極的な姿勢はみられない。しかし中学校には共修の傾向が少し出ている。原則としては共修、部分的な選択をみとめるというのが妥当である。  
・技術教育については、男女ともに学ぶべきであるが「まとめ」の結論はいまいである。

・女子必修制は考え直すべきだと思いが、家庭科が教科として存立しうるかどうかについては疑問をもっている。日教組案でも当初は廃止を考えていたが、現場からの抵抗が大きく最終案では成立させることにした、この

問題は厄介で今後の課題としておきたい。

◇ ◇

(和田)

一月二日参議院文教委員会は、村田泰彦  
神奈川大学教授を参考人に迎え、家庭科の集  
中審議が行われた。質問者は宮之原貞光(社)  
鈴木美枝子(社)の各議員。

永井文部大臣は中学の技術・家庭について、  
「従来の考え方は比較的簡単に中学段階で男  
女分けるわけですが、その考え方をとら  
ないということが今度の指導要領の一つの特色で  
ございます。」と答弁したが、高校家庭一般が  
女子のみ必修になったことについては、まったく  
ふれなかった。それに対して、村田参考人は  
「男子向き、女子向きという従来の観点は変わ  
っていない」と指摘。「現実にはできないこと  
をあたかもできるように述べているだけで、私  
どもから見ますと、これは不可能なことを言い  
逃れているにすぎないというふうに読み取る」  
と発言、男女ともに精神的にも経済的にも、  
生活的な側面においても自立した子供をつく  
るために、差別的な別学という体制をやめな  
ければいけない、なぜ個性や能力に応じた教  
育といたしながら、特性に応じた教育という考  
え方で差別をしていくのかと疑問を呈した。  
(塚本)

### 社会労働委員会では

十月十四日の参議院社会労働委員会でも、  
前号で紹介しました就業における男女平等問  
題研究会の報告に関連して、高校家庭科の  
女子のみ必修が問題になりました。

粕谷照美議員の質問に対して、文部省の奥  
田審議官は、「男女相互の理解や協力の  
問題については、学校教育全体を通じて留意  
されている」と答え、家庭科の問題からは逃  
げてしまいました。(梶谷)

### 企画推進本部に要望書を提出

「審議のまとめ」が出たことに関連して、  
婦人問題企画推進本部あての要望書を再び作  
成、10月20日に総理府に持参しました。

### 要 望 書

家庭科の男女共修の問題については、以前  
にも要望申し上げましたが、その後、家庭科  
の男女別学習を改めなければならぬという  
声はますます高まって来ております。

10月2日に発表された「就業における男女  
平等問題研究会」の報告でも、家庭科につ  
いて男女異なる取扱いがあることが問題として

指摘され、「教育の各段階で固定観念にとら  
われない教育・進路指導が行われるべきであ  
る」と述べられています。

家庭科の女子のみ必修・男女別学習の廃止  
は、今、社会的要請であると言えます。

それにもかゝらず、6日発表の「教育課  
程審議会」の「審議のまとめ」では、依然と  
して高校の家庭科は女子のみ必修、中学も主  
として男女別学習という方針が出されています。  
この方針がこのまゝ決定されてはならない  
はずです。

国内行動計画成案には、ぜひ次の点を明記  
して下さい。より要望いたします。

1. 教育課程の中に男女差があってはなら  
ないこと。
2. 男女の役割についての固定観念を強化  
するような教育は許されぬこと。
3. 男女の役割にとらわれない教育という  
変えて行く教育がなされなければならぬ  
こと。
4. 1、2、3の当然の帰結として、家庭  
科は男女共修でなければならぬこと。  
一九七六年十月十九日

家庭科の男女共修をすすめる会

婦人問題企画推進本部長三木武夫殿  
婦人問題企画推進本部委員各位  
婦人問題企画推進本部参与各位  
婦人問題担当室長久保田真苗殿

### 女子だけの家庭科(高校)は

64%の人たちが反対

総理府が十一月五日発表した「婦人に関す  
る世論調査」でこんな結果が出ました。この  
調査は今年八月、全国二十才以上の女性五千  
人を対象に面接調査したものです。調査は①  
女性と社会参加②婚姻と性③教育④女性意見  
の政策への反映の四点が柱になっています。

③の教育の項で子供のしつけについて、男  
の子にも、女の子と同様、簡単な食事をつく  
ったり、ボタンつけ程度の身のまわりのこと  
ができるようにしつけた方がよいか」につい  
ては、「しつけた方がよい」が83%と圧倒的  
に多くなっています。これは年令別にみても  
子供の有無別にみても差は少ないようです。

ひきつづいて、高校での家庭科教育の男女  
別の是非について質問がつかれますが、「あ  
なたはこれからの高校での家庭科教育につい

てどのように思いますか」について、家庭生  
活についての知識や技術を身につけるため、

女子だけ高校で家庭科を学ぶが25・9%、男  
女とも家庭科を学ぶが22・2%、男女とも本  
人の選択にまかせるが41・6%、男女とも高  
校で学ぶ必要がないが29%でした。

即ち、現行のような女子だけの家庭科を  
肯定した人は女性全体の約四分の一、それに  
対して何らかの形の男女共修(必修と選択を  
含む)が64%と大きな逆転を示しています。

年令別にみると特に20代30代では「女子だ  
けが学ぶ」が少なく、男女とも本人の選択に  
まかせる」が多くなっています。

20代ではたったの18%、30代では22%が女  
子のみ家庭科を支持しているに過ぎません。

この調査結果は去る11月6日の抗議集会で  
も披露され、一般の婦人たちの意識が徐々に  
ではあれ変わりつつあることが参会者に確認さ  
れ、大いに勇気づけられたのであります。こ  
この報告がもう少しはやくでなければ今回の  
教育審議会のまとめの中にも、いく分なりと  
も反映させることができたのではないかと嘆  
息の声がかれました。

(嶋田)

### 企画推進会議意見では前進

11月6日に発表された「婦人問題企画推進  
会議意見」は、家庭科教育について「中間意  
見」のときより更に具体的に言及し、共修に  
ついて積極的な姿勢を示しています。

「中間意見」のときと同じく、「家庭科教  
育も、家庭運営の責任が男女双方にあるとい  
う立場から検討されなければならぬ。」と  
述べたあと、新しく、教育・訓練に関する具  
体的な問題提起をしています。四項目の問題  
提起のうち、二番目が「家庭科教育」になっ  
ていますので、その項の全文を紹介します。

101

家庭科教育については、家庭運営の責任が  
男女双方にあるということを基本として、次  
のような観点から早急に再検討されなければ  
ならない。

すなわち、これからの社会では、家庭や地  
域の生活と福祉の増進に、男女双方が積極的  
に参加するための教育が必要である。現在、  
家庭や地域の生活と福祉に対する男性の関心、  
社会・経済や生産に対する女性の関心が相対  
的に低いことは、我が国の均衡のとれた進歩

・発展と国民生活の向上にとって大きな損失である。

また、婦人が職業を持つことを含めて、広く社会に参加することにより、個性を伸ばし、能力を向上させるためには、家族全員の協力により家庭運営を行う必要がある。このため、家庭管理、子どもの養育、地域福祉等への理解と基礎的能力を養うことは、男女双方にとって必要である。

これらのことから、男女共に学ぶ、新しい時代に即応した家庭科を目指し、教育内容の再編成について、教育行政関係者、家庭科教員、教員養成機関関係者および家政学研究者の一層の努力が期待される。

### — 〇 —

更に、家庭に関する具体的問題を提起の二項目のうちの第一項「家庭のあり方」では、次のように述べています。

### — 〇 —

人々の心に深く根をおろす男女差別意識は、まず家庭の中で培われる。幼少時からの家庭教育としての日常のしつけや、家庭生活における親たちの平素の行動の影響が、無意識のうち、男女平等にほど遠い人間を形成している。したがって、すべての家庭において、

妻であり母である婦人が夫とともに、このよりの人間形成のあり方に反省を加えるよう強く訴えたい。

また、男女双方がひとしく責任を有する家庭運営、男女の差別のないしつけ、主体性をもった結婚や性などについての基本理念と必要な知識・技術については、あらゆる教育の機会やマス・メディアを通じてその普及・徹底が図られなければならない。

### 家庭科教育学会例会にて

11月20日、東京家政大で家庭科教育学会例会「これからの家庭科教育を考える」教課審の審議のまとめを中心として」を開催。

文部省から小笠原ゆ里、高部和子両氏を、現場からは片山八重子（茨城大付属小）、楠田真澄（東京杉並区阿佐ヶ谷中）、大町淑子（お茶の水女子大付属高）の諸氏を招き、司会は赤井チサト氏（静岡大）。小笠原、高部両氏の「審議のまとめ」説明、質疑応答では「役割固定化は問題、実践体験的学習は家庭科の中でしかない。家庭科廃止論の流布する中で小中に存続させたのは、男女が一緒に生活を考える」場として審議会が大切にしてい

る表れ」とも語り、現場の三氏は、生徒の実態（特に男子）を見るにつけ家庭科の男女共修は必要、生活者の教育を」と語った。最後にフロアから審議委員寺元氏は「高校で男子にもやらせたい気持ち。しかし、立场上中庸をとらなければ」と発言。この日、会として小学校の家庭領域削除への不満、小中高の一貫性のなさを指摘、男女共修を確認して散会した。

(B・Y)

### 高校、大学前でのピラまき

#### 文部省前での抗議行動

「家庭科の女子のみ必修に反対する連絡会」で作成した「ボクも、ワタシも作る人、食べる人」のピラ一万枚は十月二十五日から三日までですっかりまいてしまった。配布した学校は、戸山、駒場、西、目黒、永山、清瀬、国立、国分寺、小金井工、千歳ヶ丘、小石川、国学院高校、日本女子大、東京家政大、お茶の水女子大の一五校であるが、積極的な反応は少なかった。実際に差別を受けている女子高校生や女子大生が立上らない限り大きな力にはなりえないと思う。

十月三〇日は文部省前で、ピラまき、署名

集め、通行人や文部省の人たちへ共修の必要性を訴える等の行動を行なった。土曜の午前十時から十二時までの時間を使ったが、各団体からの参加が三〇名を越え、二百五十名ばかりの署名が集まった。通りかかった人の反応はさまざまであったが、いくつかの話の輪も生まれ、それなりの意義があったように思う。通りかかった外国人のうち九割以上が署名をしてくれたのも印象的であった。（中嶋）

### ほくもわたしもつくる人たべる人

#### — 女だけの家庭科に反対する

#### 抗議集会 —

日時 11月6日(土) M. 1:30 ~ 4:30  
P. 1:30 ~ 4:30  
場所 婦選会館

「審議のまとめ」で家庭科が現状通りなので、これに対する強い抗議と今後の運動をどうするかについての緊急集会在「家庭科の女子のみ必修に反対する連絡会」(家庭科の男女共修をすすめる会 リブ新宿センター 女エロス ホーキ星 独婦連 日本婦人有権者同盟 日本婦人会議 婦人民主クラブ あごら共修をすすめる会関西支部 女の叛逆 日

教祖婦人部女子教育研究会 国際婦人年をきっかけとして行動を起こす女たちの会が参加主催で開かれました。

当日はどんより曇った寒い日でしたが女子高校生や母親、とび入りの男の大学の先生、それにこの会で是非発言したいという中学生の男の子までたくさんの人たちが参加しました。

### 〇市川さんの励まし

二年間にわたるわたし達の共修をすすめる運動も今、大詰めを迎え、しかも結局はほぼ現状通りになることがわかってきて、これまでわたし達がやってきた努力は何だったのかわからうかと怒りと敗北感にうちめめされているとき、共修をすすめる会の発起人の一人でもある市川房枝さんが「なに、二年ぐらいで何もかわるものではない。総理府の調査(前記)でも男女分業論が減ってきている。これは運動の成果ではないのか。これからもわれわれは自分たちの意志に反した教育に反対していこう」と励まされたエピソードが司会者の駒野さんから紹介され、会議は始められました。

### 〇十六年後まで現状通り?

はじめに半田たつ子氏から「教育課程審議会の審議のまとめと家庭科のとりあつかい」について説明がなされましたが、今回のまとめは三年来の運動をつづけたものとしては啞然とした。一万数千名の署名も運動もゼロ、はげしい怒りがこみあげた。またひとたびこれが決まればことし生まれた赤ちゃんが十六才になったときにもまだ、この改定はつづくことになる。このような後向きの教育が未来にもつづくことを銘記しておこうと強い調子で話しました。

### 〇アピールの中から

ついでに各グループから、「抗議」のアピールがありました。そのいくつか——  
中山千夏さんは結婚してはじめて家事に取りくんだときの夢中で悲壮な覚悟を体験的に話し、家事はどんなえらい人でも生きていく上で必要なものであるが、男の人は独身のときはやっても二人になるとできなくなる、女は一人のときはできなくても二人になると甲斐甲斐しくやる。それは家事は女がするものだという思い込みがあったからだ。生き方と家事とは車の両輪のようなもの。家庭科の理想は技術より、自分のことを自分でやる覚悟をするかどうかということだ。それができ



なければ人間として欠けていくことになるのだと話されました。

マンリブの山根英之さんは男たちがいいし、手数料をつくることによってでてる男のやさしさについて語りかけ、増野潔さんは、「物質より生命の生産が大切という価値観に人びとがかわっていくためには男がもっと女化して男が女と肩をならべていくのが正しいのではないかとよびかけました。

また行動を起こす会の依萌子さんの息子の中学生から「ボクはリンゴの皮がむけない。それはオヤにはきけないし、やっぱり学校で教えてくれるべきだ。女子が差別だというのが実は男の子も差別されているのだ」と発言があり拍手をあげました。

そのあと運動報告や抗議電文の検討・今後の取りくみについて相談し最後に家庭の改革と男性の参加がこの運動を人びとにアピールさせていく原動力になることを確認しあいました。

(文責 嶋田)

### 日教組中央教育課程検討委員会の「まとめ」批判——五・一〇・一八

部分的には評価できるといふ梅根氏の発言もありましたが、森田民研所長はじめ各委員の意見は①基本線は中教審の能力主義、国民主義、受益者負担の原則を貫いている。②法的拘束性にもかかわらず弾力性や創意を求めるといふ矛盾(他面では自主編成の足がかりにもなるが)が無学年制やオープンスクールに結びつく危険をはらんでいる。③現場の自由裁量とだきあわせて主任制が合理化されかねない。④高校義務制の意向がないことを強調している。⑤入試制度をはじめ、教科書、教育条件整備、行政など何一つ具体的な提案がない。⑥ゆとりの時間を社会教育施設へというの現状では危険を感じる。などの批判的な意見が強く出されました。また、家庭科に関しては世論を無視した女子必修の温存や家族・家計を軽視して、実践的体験的な家事・育児に傾斜する危険が問題にされました。

(和田)

### 関西グループから

藤本了江

関西グループ結成以来、要望書・署名・ビラ配り・関西在住の審議委員会見・全国都道府県教組への共闘申し入れ等を行い、「審議のまとめ」発表後は、抗議電話・電報・発起人による抗議・抗議集会による抗議・近畿圏指導主事への抗議・鯉坂副会長会見などできる限りのことはやりました。世論は共修校の増える中で、或いは国際婦人年を契機として相当動き、「まとめ」に対する反響も可成りあったようです。然し、鯉坂氏の言によれば、「男女共修」を望む声より、「せめて女子のみ必修」を望む声の方が多かったと云う訳である。

理想論としては分るが、厳しい受験体制の中で、どんな内容を、どのような手だてで進めたらよいか分らない不安が、このような保守的な動きとなったものと思う。今後は京都方式で、官製の研究会を民主化し、生徒の実態に基いた実践例を出し合う中で、確信をもって自治体交渉に臨めるよう、運動の輪を広げ、世論を大きく盛り上げていきたい。

(塚本)

### 婦人団体代表も共修を要望

昭和50年11月22日全国組織の41婦人団体が主催し、国際婦人年日本大会が開かれた。そのとき決議の中に「家庭科は男女共修にする」と盛りこまれた。

その後決議の実現をはかるため「国際婦人年日本大会の決議を実現するための連絡会」が組織されたが、同会は11月17日文部省に木田事務次官を訪問、家庭科の男女共修を要望した。木田次官は男女平等を積極的に推進する立場にある婦人問題企画推進本部の構成員である。次官はその話は聞いていたが、何でも平等の必要はない。男女の特性に従った教育であればよく、審議のまとめをかえるつもりはないことをあきらかにし、訪問はもの別れに終わった。当日の訪問者は、市川房枝日本大会実行委員長、安藤はつえ(有職婦人クラブ)、紀平悌子(日本婦人有権者同盟)、藤田寛子(婦人国際平和自由連盟日本支部)、山本あや(新日本婦人の会)の五氏で、再訪問を約して帰った。

### ——全国高等学校長協会家庭部会の見解を批判する——

全国高等学校長協会家庭部会は、教課審の審議のまとめの「家庭一般は現行通り女子必修」に対し、「本会の要望通りと深く敬意を表し」「最終答申でも審議のまとめ通り決定するよう強く要望する」との決議を、十一月十八日の同会総会で採択、十一月二十日、決議文に資料を添えて教課審に陳情した。

私たちが教課審委員に男女共修の実現を訴えると「趣旨はよくわかるが、校長が頑強で……」と言う人が多かったが、このことで因らずもその実体が明らかになった。「家庭審議会委員個々に陳情、六月の春季総会で「高校女子全員に家庭一般四単位必修を強く要望する」決議を行い、八月関係方面に陳情している。この陳情通りの「審議のまとめ」だったので「大変有難く関係者一同心から感謝」したのである。

同会の女子必修論の根拠は、家庭一般が①母性教育として欠かせない ②高等学校時期の女生徒に最適 ③女子として最も重要な体験的学習、の三点で、現代版良妻賢母主義教

育ともいえる母性教育を強く主張している。「共修にすると家庭の健全性は衰弱し、本来的機能を危うくするから、到底賛成できない」というのである。

また共修論を分類し「家事を苦痛な束縛と考え、育児を社会化し、職場に進出することが人間解放だと考える者」や「政治運動論義を以て家庭科学習にすり換えようとし、あるいは試験管ペーパー・同性愛賛美など、社会革命・性革命を考える者」がふりかざす観念的かけ声だと断定。「女性の社会進出が家庭の雰囲気や冷却化・無人化し、離婚率の上昇、少年の非行や虚無的傾向をもたらす」「職業人・夫婦・親の三役を完全に果たすことは至難だから夫婦が分担、妻は育児を終えてから個別事情に合わせて適宜社会との関わりを持つのが常識」など。「共修をすすめる会」が第一に掲げる「生活を大切に人間教育」には全く触れず、青少年の非行や虚無的傾向に学校教育の荒廃も深くかかわっていることすら省みない校長の現実認識の乏しさ。「お母さん」への郷愁を家庭科に負わせようとする教科論不在。時代錯誤と不勉強があらわにされた校長の体質と、にも拘らず彼らが教育を牛耳る恐ろしさに愕然としたのである。(半田)

これまでの運動の反省

十二月五日の発起人会では、新しい会のあり方を検討するとともに、これまでの運動をどう評価するか話し合い、次のような意見が出されました。

○運動がスタートしてから三年間で一般の意識はかなり変わって来たとし、いろいろな集会で共修が決議されるようになった。二年間が国際婦人年だったためでもあるが、会の運動もある程度効果があったと言える。特に、テレビや新聞等でとり上げられたこと、パンフレットの発行は有効だった。

○文部省、教課審への働きかけもある程度成果はあったと思うが、結局古い意識の人たちを説得し切れなかったために、現状維持の方針が出てしまった。今後、その人たちはどう働きかけたらよいか、よく考えなければならぬ。

○現場の先生や学生生徒等との接触をもっとすすめたかったが果せなかった。

○各党議員に働きかけたのはよかったが、時期が遅すぎた。

皆様も、運動への批判や提言をどしどしお寄せください。(梶谷)

日誌・メモ

- 10・12 NHKニュースセンター9時の取材に応じる(中嶋)
- 10・14 N.E.T「家庭は誰のもの」(出演半田)放送
- ・ニュースセンター9時放送
- ・参議院議員沓脱タケ子氏訪問(梶谷・塚本)
- 10・16 発起人会(落合・梶谷・駒野・佐藤・塚本・中嶋・馬場・半田・和田)
- 10・18 11・6集会のための実行委員会に参加(梶谷・塚本・中嶋)
- 10・20 総理府に企画推進本部あての要望書を持参(梶谷)
- ・各政党の婦人政策をきく会(日本婦人有権者同盟主催)に参加(塚本)
- 10・25 ニュースNo.12 発送(梶谷・佐藤・塚本・中嶋・馬場・和田)
- 10・26 文部省職業教育課に意見書を持参(梶谷・佐藤・樋口)
- 10・28 参議院文教委員会を傍聴(梶谷・田)
- 10・30 文部省前での抗議行動に参加(梶谷・駒野・佐藤・中嶋・樋口・和田)
- ・11・6集会のための実行委員会に参加(梶谷・佐藤・中嶋・樋口)
- 11・2 参議院文教委員会を傍聴(梶谷・塚本)
- 11・5 第一回婦人問題会議(労働省主催)でアピール(塚本)
- 11・6 「家庭科の女子のみ必修に反対する抗議集会」に参加。そのあと発起人会(梶谷・駒野・佐藤・嶋田・中嶋・馬場・半田)
- 11・20 家庭科教育学会に出席(梶谷・馬場・半田)
- 11・22 「教育の森」に「高校家庭科はなぜ女子のみか」(半田)掲載される
- 11・23 各党の教育政策をきく会(全国PTA問題研究会主催)に参加(梶谷・馬場)
- 12・5 発起人会(梶谷・駒野・佐藤・塚本・中嶋・馬場・半田・樋口・和田)
- 12・9 文部省に最後の要望書と署名を持つ(半田・和田)
- 12・13 東京都に対して共修の実施を要望(駒野・中嶋)
- ・毎日新聞・週刊文春・ジャパントイムズの取材を受ける(全国高校長協会家庭部会の見解に関連して)(塚本・半田・和田)
- ・発起人会(梶谷・塚本・中嶋・馬場・半田・和田)
- 12・14 毎日新聞のインタビューを受ける(和田)
- 12・14 教課審答申に対する声明文、高校長協会の見解に対する「会」としての見解をまとめる。
- 12・15 発起人会
- 12・16 声明文等を各新聞社、通信社あて発送(嶋田)
- 12・16 声明文等を文部省記者クラブに持参(中嶋)
- 12・17 共同通信の取材を受ける(塚本)
- 12・18 教課審答申発表

会計報告

収入総額 905,067円 支出総額 647,570円  
257,497円を次期にくり越し

| 収入の部                |         | 支出の部          |         |
|---------------------|---------|---------------|---------|
| 前期よりのくり越し           | 257,497 | ニュース印刷代       | 140,650 |
| カンパ                 | 384,063 | " 送料          | 149,600 |
| ニュース売上げ             | 36,005  | 集会案内費         | 14,800  |
| 資料等                 | 21,550  | " 会場費         | 9,700   |
| その他(集会参加費等)         | 38,100  | " 講師謝礼        | 20,000  |
| 計                   | 737,215 | その他通信費        | 21,100  |
|                     |         | その他印刷費(署名用紙等) | 26,175  |
| 差引290,300円のうち       |         | 物品費等          | 12,240  |
| 140,000円をニュースNo.13、 |         | 事務補助人件費       | 22,000  |
| 500,000円を入会案内のはがき   |         | 連絡会負担金        | 7,000   |
| に使用、10万円を次期にくり      |         | その他(事務所使用料等)  | 23,650  |
| 越し予定。               |         | 計             | 446,915 |

おかげさまで健全財政を保っております。今後もよろしくご協力をお願いいたします。(会計 佐藤)



### 新しい会のあり方について

家庭科の男女共修をすすめる会は、これまで、新しい教育課程に共修を盛りこむことを第一の目標として運動して来ましたが、残念ながらその目的は達成できず、これから長期にわたって運動をすすめるなければならなくなりました。

これまではどなたにでもできる範囲で協力していただき、運動に必要な費用はカンパだけでまかなって来ましたが、長期的な運動となると、もっと組織を固め、財政についてもはっきりした見通しを持たなければなりません。

そこで、五十二年四月から、次のような新しい私たちの会を発足させたいと思います。

◎名称 家庭科の男女共修をすすめる会  
(従来通り)

◎事務局所在地 東京都渋谷区代々木二ノ二  
一ノ一一 婦選会館内  
(従来通り)

◎会員 中学・高校の家庭科の男女共修をすすめる運動に参加したい方、運動についての情報がほしい方は、どなたでも会員になれます。

◎役員、世話人若干名が会の運営にあたります。日常活動に必要なことからの決定は、世話人会で行います。

◎総会 一年に一回、総会を開きます。運動のすすめ方、会の運営についての基本的なことから決定は、総会で行います。

◎その他の集会 総会その他に、運動や学習をすすめるために、必要に応じて集会を開きます。

◎会報 一年に四回会報を発行し、会員全員に送ります。(会員以外の方には、会報は送られません。)

◎その他のおしらせ 運動のための情報は、必要に応じて会員に知らせます。

◎会費 一年二千円とします。

◎これからの運動の目標

。各自治体、各学校ごとに、できるだけ共修を実現させる。

。次の教育課程の改定に際して、必ず共修を制度的に保障させる。

。共修についての一般の人々の関心を高める。

◎目標を実現させるための具体的行動

。会報その他の印刷物や集会、話し合い等により、共修の家庭科の内容や成果、共修実現の方法等について情報交換をすす

める。  
。文部省、各自治体への働きかけをすすめる。

。教員、父母、生徒、教育団体、文化団体、消費者団体、婦人団体等に広く働きかける。

。各地域の同じ目的を持ったグループとの連帯をすすめる。

(発起人一同)

### おねがい

右記のように、家庭科の男女共修をすすめる会は、五十二年四月から会員制となりますので、できるだけ会員になってください。また、またなるべく大勢の方に入会をおすすめてください。ようお願いいたします。

また、積極的に運動に参加したい方は、世話人になってください。よろしくお願いいたします。

同封のはがきに必要事項を記入の上、二十円切手を貼って、一月末日までにお送りください。